

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、
2023年度政府予算に係る意見書（案）

2021年の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるが、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での早期実施が必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要となる。

萩生田前文部科学大臣も改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中学校における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子ども達の豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生している。豊かな学びや働き方改革を実現するためには、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策としての定数改善に向けた財源を保障し、子ども達が全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書を提出する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級についても、早急に実施すること。また、さらなる少人数学級についても検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛

兵庫県三田市議会